

令和7年度「調布市認可外保育施設保育料助成事業」

【御注意ください】 申請書類の提出がない場合、補助金は支払いできません。
必ず書類の提出をお願いいたします。

- 1 対象者
補助対象期間（令和7年4月～令和8年3月）に右記の
対象施設を利用する児童の保護者で、次のすべてに当てはまる方
・市内に住所を有している
・各月1日現在、施設と月極め契約し保育料を納付している
（一時預かり又は月の途中の入所月分は対象外。）

対象施設

- (1) 認証保育所
- (2) 共同実施型家庭的保育
（グループ型保育施設）
- (3) 家庭福祉員（保育ママ）
- (4) 認可外保育施設指導監督基準を満たして
いる旨の証明書が発行されている施設
（企業主導型保育施設を含む）

2 申請から助成金支払いまでの流れ

1 助成申請書の記入

入園後、各施設から申請書類を配付します。

補助金を受けるお子さま1人につき年度ごとに1枚必要です。

※ 申請書類一式は市役所3階保育課窓口 又は 調布市ホームページでも入手可能。（右QRコード）

※ **令和7年度から、無償化対象者の既払利用料償還請求書の提出は原則不要となりました。**
無償化対象者で、一時預かりやベビーシッター等の無償化対象事業を利用している方は、別途
請求書の提出が必要な場合があります。手続き方法は調布市ホームページを確認（右下QRコード）

【調布市HP】

調布市認可外保育施設
保育料助成事業



2 助成申請書の提出

申請書を、各施設に提出（提出期限は施設に御確認ください）

※ 保護者（世帯）の状況により、必要な添付書類があります（下部参照）

添付書類が揃っていない場合、お支払いできません。必ず御確認ください。

※ 保育料等の納付状況は市から施設に確認するため、領収書の添付は不要です。

助成額は、裏面助成額一覧の額と、納付された保育料のどちらか低い方が上限額となります。
（無償化対象者は、月額保育料から無償化給付分を差し引いた額が上限になります。）

【調布市HP】

（該当する方のみ）
幼児教育・保育の無償化



3 助成金の振込の確認

年4回、保護者指定の口座にお振込みします。

各回ごとに定める提出期限を過ぎてから提出の場合は、次の回の振込となる場合があります。

（必要な添付書類が不足していた場合は、不足が解消した日が基準となります。）

	【第1回】	【第2回】	【第3回】	【第4回】
対象期間	4月分～6月分	7月分～9月分	10月分～12月分	1月分～3月分
振込（予定）	令和7年8月下旬	令和7年11月下旬	令和8年2月下旬	令和8年5月下旬

※保育料助成金は事前に決定通知を送付（無償化給付分は送付なし）

～添付書類が必要な方～

1	ひとり親世帯	児童育成手当認定（支払）通知書・児童扶養手当証書・ひとり親医療証のいずれかのコピー ※上記が提出できない場合は戸籍謄本、離婚受理証のいずれかのコピー
2	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書のコピー ※生活保護が廃止となった場合は、保育課にお申し出ください。
3	令和6年1月1日に 市外（国内）に住んでいた	令和6年度（令和5年分）住民税課税（非課税）証明書のコピー（市外に住んでいた方全員分）※1 ※昨年度申請時に添付した場合や、令和7年9月以降の在籍の場合は不要
4	【0～2歳児クラスのみ ※4】 令和7年1月1日に 市外（国内）に住んでいた	令和7年度（令和6年分）住民税課税（非課税）証明書のコピー（市外に住んでいた方全員分）※1
5	令和6年1月1日に 海外に住んでいた	① 認可外保育施設保育料助成用所得申告書 ※2 ② 令和5年1月1日から12月31日までの収入・所得が確認できる書類のコピー ※3 ※昨年度申請時に添付した場合や、令和7年9月以降の在籍の場合は不要
6	【0～2歳児クラスのみ ※4】 令和7年1月1日に 海外に住んでいた	① 認可外保育施設保育料助成用所得申告書 ※2 ② 令和6年1月1日から12月31日までの収入・所得が確認できる書類のコピー ※3

※1「住民税課税（非課税）証明書」は合計所得や控除等の記載があるもの。

※2「認可外保育施設保育料助成用所得申告書」は調布市ホームページ（調布市認可外保育施設保育料助成事業）に掲載

※3「収入・所得が確認できる書類」の例：勤務先作成の給与証明書又は給与支払い明細書の写し等

※4 3～5歳児クラスでも、税資料を提出いただく場合があります。必要な方には個別にお知らせいたします。

≪助成額について≫
 ※個別の助成額のお問い合わせには回答できません。予め御了承ください。

令和7年9月から、東京都による第1子無償化に合わせて助成額を変更いたしました。
 児童の年齢や新2号・新3号認定の有無により、助成額が異なります。
 また、8月までは保護者（世帯）の市民税所得割課税額合算額によっても助成額が異なります。

市民税申告がお済みでない方は、市役所3階市民税課又は税務署にて申告をお願いします。
 9月以降も含め、市民税額が確認できない場合は、助成金のお支払いができない場合があります。
 市民税に関する問い合わせ先 市民税課（042-481-7193・7194）

※ 市民税所得割課税額
 ・・・・住民税の内、市民税の所得割額部分の額。定額減税されている場合は定額減税後の額
 調整控除を除く、住宅借入金等特別控除等の税額控除適用の場合は、控除前の額

【0～2歳児クラス】助成額一覧

	保護者（世帯）の所得状況		対象	4月～8月（月額上限） 令和6年度の市民税所得割課税額			9月～3月（月額上限） 令和7年度の市民税所得割課税額		
	区分	市民税所得割課税額 （世帯合計）		無償化給付	保育料助成	合計助成額	無償化給付	保育料助成	合計助成額
無償化対象の方 （保育要件あり） 新3号認定※1	-	非課税世帯及び 生活保護世帯	企業主導型以外	42,000円	25,000円	67,000円	42,000円	38,000円	80,000円
			企業主導型		25,000円	25,000円		38,000円	38,000円
無償化対象外の方 （保育要件なし） 無償化対象外の 企業主導型含む	1	非課税世帯及び 生活保護世帯	全世帯		67,000円	67,000円		80,000円	80,000円
	2	～77,100円	第1子		36,000円	36,000円			
			第2子以降		63,000円	63,000円			
	3	77,200円～ 211,200円	第1子		27,000円	27,000円			
			第2子以降		54,000円	54,000円			
	4	211,300円～ 256,300円	第1子		18,000円	18,000円			
			第2子以降		45,000円	45,000円			
	5	256,400円～	第1子		9,000円	9,000円			
			第2子以降		36,000円	36,000円			

※1 子育てのための施設等利用給付認定3号

【3～5歳児クラス】助成額一覧

	保護者（世帯）の所得状況		対象	4月～8月（月額上限） 令和6年度の市民税所得割課税額			9月～3月（月額上限） 令和7年度の市民税所得割課税額		
	区分	市民税所得割課税額 （世帯合計）		無償化給付	保育料助成	合計助成額	無償化給付	保育料助成	合計助成額
無償化対象の方 （保育要件あり） 新2号認定※2	-	全世帯	企業主導型以外	37,000円	0円	37,000円	37,000円	40,000円	77,000円
			第2子以降		20,000円	57,000円		40,000円	77,000円
			企業主導型		0円	0円		40,000円	40,000円
			第2子以降		20,000円	20,000円		40,000円	40,000円
無償化対象外の方 （保育要件なし）	1	非課税世帯及び 生活保護世帯	全世帯		23,000円	23,000円		43,000円	43,000円
			第1子		43,000円	43,000円			
			第2子以降		18,000円	18,000円			
	2	～77,100円	第1子		38,000円	38,000円			
			第2子以降		14,000円	14,000円			
	3	77,200円～ 211,200円	第1子		34,000円	34,000円			
			第2子以降		9,000円	9,000円			
	4	211,300円～ 256,300円	第1子		29,000円	29,000円			
			第2子以降		5,000円	5,000円			
	5	256,400円～	第1子		25,000円	25,000円			
			第2子以降						

※2 子育てのための施設等利用給付認定2号

この表の「第2子以降」は同一生計
 （兄弟姉妹年齢制限なし）の2人目以
 降の児童を指します

【問合せ先】
 〒182-8511 調布市小島町 2-35-1
 調布市子ども生活部保育課 保育・幼稚園係
 認証・認可外保育施設担当
 TEL 042-481-7132・7133・7134